

強制抑留の実態調査等に関する取組状況（令和 5 年度）

令和 6 年 7 月 2 日

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）第 13 条第 1 項の規定による「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」（平成 23 年 8 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、令和 5 年度の強制抑留の実態調査等に関する取組状況を以下のとおり取りまとめたので公表する。

1. 抑留中死亡者に関する資料の特定のための資料の収集、特定

（基本方針 1（2）、2（1）（3）、5、6、7）

（抑留中死亡者の特定）

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から提供された死亡者名簿や抑留者登録カード等について、日本側資料で把握している抑留中死亡者と氏名、生年、出生地を照合して、抑留中死亡者の特定作業を行っており、令和 5 年度中に、資料の特定に至った抑留中死亡者は 127 人となった。また、特定した抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、123 人（前年度までに特定できた者を含む）の遺族の所在を確認し、その遺族に対して死亡日や埋葬場所等の得られた情報をお知らせした。

	死亡者数	特定件数		お知らせ件数	
		総計	令和 5 年度	総計	令和 5 年度
旧ソ連地域	約 53,000 人	39,466 人	99 人	37,360 人	108 人
モンゴル	約 2,000 人	1,500 人	28 人	1,370 人	15 人
合計	約 55,000 人	40,966 人	127 人	38,730 人	123 人

（死亡者名簿等の公表）

- 厚生労働省は、平成 27 年 4 月に、ロシア連邦政府等から提供されている資料の全てに係る概要と主な記載事項等を公表した。以後、原則として毎月、資料の翻訳・照合調査・解析を行い、死亡者名簿等及び身元特定者について公表している。

（資料の収集）

- 厚生労働省は、令和 5 年 11 月に、モンゴル国立中央公文書館より抑留者に関する資料約 500 枚を取得した。また、ロシア連邦については、現地の公文書館等からの資料の収集は困難であったものの、現地大使館等の協力を得て令和 6 年 1 月に 3 枚の抑留者に関する資料を取得した。

2. 遺骨収集事業の実施

（基本方針 1（2）、2（2）、4、5、6、7）

（埋葬地調査）特定埋葬地数：232 箇所、遺骨収容済み埋葬地数：214 箇所

- 厚生労働省は、外務省及び民間団体等の協力を得て、令和 5 年度にカザフスタン共和国において、埋葬地の情報はあるものの場所が特定できていなかった埋葬地について調査を行い、1 か所の埋葬地を特定した。

（遺骨の収容）収容遺骨数※：20,264 柱

- 厚生労働省は、外務省及び民間団体等の協力を得て、令和5年度にカザフスタン共和国において13柱の遺骨を本邦に送還した。
※ このほか復員あるいは引揚げの際に戦友等により持ち帰られた遺骨が約1,700柱。

(身元特定のためのDNA鑑定) DNA鑑定実施数: 2,612件、伝達遺骨数: 1,209柱

- 厚生労働省は、収容した遺骨のうち、遺留品や埋葬地記録等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合に身元特定のためのDNA鑑定を実施している。令和5年度のDNA鑑定の結果、旧ソ連地域で収容した遺骨のうち、14柱の身元が判明した(判明に至らなかった遺骨は5柱)。また、令和5年度においては、令和4年度のDNA鑑定による身元判明分を含め18柱の遺骨を遺族にお渡しした。これにより、旧ソ連地域で収容した遺骨について、令和5年度末までに2,612件の身元特定のためのDNA鑑定を実施し、その結果判明し遺族にお渡しした遺骨は1,209柱となった。

3. 公文書等の管理に関する法律に基づく国立公文書館への移管

(基本方針2(1)(3))

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から取得した抑留者関係資料について、業務において引き続き保有を要するものを除いて、その適切な保存及び利用等を図るため、国立公文書館への移管を進めている。
※ これまでに移管した資料(令和6年3月末現在)
 - 旧ソ連邦抑留中死亡者名簿(翻訳)(18冊)
 - 旧ソ連邦抑留者登録カード(DVD約90枚)
 - その他旧ソ連邦政府等提供資料(約220冊、マイクロフィルム約2,300本、DVD5枚)

4. 戦没者遺族を対象とした慰霊巡拝

(基本方針3,5)

- 厚生労働省は、外務省の協力を得て、カザフスタン共和国において慰霊巡拝を実施し、遺族2人が参加した。

5. 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理

(基本方針3,5)

- 厚生労働省は、外務省の協力を得て、ハバロフスク(ロシア連邦)とウランバートル(モンゴル)の抑留中死亡者慰霊碑を建立・管理している。また、これまで旧ソ連地域の16地域に小規模慰霊碑を建立し、地方政府に管理を委託している。

6. 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携

(基本方針3)

- 厚生労働省は、昭和館、しょうけい館及び平和祈念展示資料館の適切な連携を図るため、総務省及び3館の担当者が出席する関係施設等連携会議を2回開催し、広報活動や巡回展等の連携について検討を行い、令和5年度は以下の事業等を行った。
 - 3館が連携して宮城県で巡回展を開催。
 - 夏休み期間中(令和5年7月15日から9月3日まで)、3館全てを見学した児童生徒等の来館者にオリジナルグッズを配布するスタンプラリーを実施。(しょうけい館

は移転に伴う休館のためオリジナルグッズの配布のみ実施した。)

7. 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との連携

(基本方針3)

- ・ 令和5年8月23日開催のシベリア・モンゴル抑留犠牲者追悼の集いに厚生労働省から出席し、挨拶と献花を行った。

8. 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理

(基本方針3)

- ・ 総務省は、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵戦没者墓苑）の管理を行っている。

9. 関係国との協議及び協力の要請

(基本方針7)

- ・ 外務省は、関係国との間の既存の枠組みを活用しつつ、厚生労働省等が実施する関連事業の実施に際し、関係国の政府及び関係機関に対し、必要な協力の要請及び調整を行った。